

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成21年9月2日（諮問第95号）

答申日：平成22年2月4日（答申第57号）

事件名：「私の子を警察署で保護したことに係る文書」の公開請求拒否決定  
処分（存否応答拒否）に対する審査請求に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、長男を警察署で保護したことに係る文書（以下「本件対象文書」という。）の母親からの公開請求について、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成21年7月23日付け秋本少第247号により行った行政文書公開請求拒否決定（存否応答拒否）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、意見書の記載及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

(1) 私の長男が警察に保護され、その後、児童相談所に一時保護されたが、長男の学校関係者や児童相談所から聞いた話の内容から警察の対応

について疑問が生まれ、その解明のために公開請求したものである。

それに対し、実施機関から存否応答拒否という旨の通知があったが、納得できない。

(2) 警察が私の長男を要保護児童として児童相談所へ通告した理由について、担当警察官の主張が二転三転しており、通告した本当の理由が何であるのか確認したい。警察は、残業などで私の帰りが遅くなり夕食がコンビニエンスストアの弁当や総菜の時があるが、そのことで育児の怠慢、家事の放棄と判断したようである。それを理由に虐待とするなら、長男を警察署に迎えにいった時に連れていった妹を、何故一緒に要保護児童として通告しなかったのか疑問を感じる。

(3) 秋田県個人情報保護条例14条の規定に基づく個人情報の開示請求を行い部分開示を受けたが、文書の大部分が黒く塗りつぶされていた。また、開示された文書の内容について誤りがあり、そのうち私が警察署に行った時刻の誤りについては同条例24条の規定による訂正請求を行い、電話の通話記録などの確認により訂正された。しかし、父親が口頭で説明した内容の記載誤りについては、証明するものがないので訂正できないと警察に言われ、そのまま記録として残っているが、虚偽の内容であれば訂正してもらわなければ納得できない。

(4) 親が子のことを知りたいと思うのは当然のことである。私は長男の親権者であり法定代理人であることから、文書は公開されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件公開請求に対して行政文書公開請求拒否決定を行った理由を、次のように説明している。

## 1 公開請求に対する決定

公開請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、秋田県情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項1号により非公開とすべき個人に関する情報を公開することになると認められたため、条例8条に基づき行政文書の公開請求を拒否する旨通知した。

## 2 条例6条1項1号該当性

条例6条1項1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）」で、同号ただし書のいずれにも該当しないものを非公開情報と規定している。

本件公開請求で公開を求めている情報は、はじめから特定の個人に係る情報であることが明らかな上、同号ただし書(一)から(五)までのいずれにも該当しないので、同号に規定する非公開情報に該当する。

## 3 条例8条該当性

条例8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

本件公開請求は、非公開情報の公開を求めるものであり、その請求に応じれば直ちに非公開情報を公開することとなるほか、これを非公開情報に該当するので公開できないと答えれば、当該個人が関係機関に係わったことなどに関する情報（個人に関する情報として非公開とする情報）を公開するのと同じの効果を生じさせることとなる。

以上の理由から、本件公開請求に対し、同条の規定に基づく存否応答拒否の決定を通知したものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成21年 9月 2日 諮問の受け付け
- (2) 同 年 9月10日 諮問庁から決定に係る理由説明書を収受
- (3) 同 年10月15日 審査請求人から意見書を収受
- (4) 同 年11月 2日 審議
- (5) 同 年12月17日 審査請求人及び諮問庁が意見陳述
- (6) 平成22年 1月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件公開請求について

本件公開請求は、個人を特定した上で、当該個人を警察署で保護した際の日時、場所、同人の言動（住所、連絡先、通学学校を含む）、所持品等がわかる文書及び当該事実を児童相談所に連絡した理由がわかる文書の公開を求めるものである。

##### 2 本件対象文書の存否応答拒否について

条例6条1項1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非公開情報として規定している。

本件対象文書は、特定の個人が警察に保護されたことに関して作成され

る文書であることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が警察に保護されたという事実の有無（以下「本件情報」という。）を明らかにする結果になるものと認められる。

本件情報は、特定の個人に関する情報であって、当然に個人識別性を有することから、同号本文の情報に該当する。そして、本件情報は、同号ただし書(一)から(五)までのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、本件対象文書の存否を答えるだけで、同号の非公開情報を公開することとなるから、条例8条の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 審査請求人の主張について

本件公開請求において、審査請求人は、親が子のことを知りたいと思うのは当然のことであり、親権者であり法定代理人であることから、本件対象文書は公開されるべきであると主張する。

しかし、条例の定めた公開請求制度は、請求権者や請求の目的のいかんを問わず、何人にも等しく情報の公開請求を認めるものであり、個人情報についても、条例6条1項1号ただし書(一)から(五)までに該当するもの以外は、公開請求者が当該個人本人の法定代理人であるか否かにかかわらず何人に対しても公開することはできないとされているので、審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 本件公開請求拒否決定（存否応答拒否）の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで条例6条1項1号の非公開情報を公開することとなるとして、実施機関が条例8

条の規定に基づき公開請求を拒否した決定は、妥当であると判断した。

## 第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	池 村 好 道	秋田大学教育文化学部長
	小 高 さほみ	秋田大学教育文化学部准教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活グループこまちの会副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士